「金融検査に関する基本指針」の概要

○ 本基本指針は、検査の運用の基本的考え方及び実施手続を定めるもの。

I. 基本的考え方

- 「法令が求める金融機関の業務の適切性確保のため、立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢を検証し、問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認する」という、検査の使命を的確に果たすため、以下の基本原則に即して実施。
 - 1 利用者視点の原則
 - 一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益保護を第1の目的とする。
 - 2 補強性の原則

検査は、自己責任原則に基づく金融機関の内部管理と、会計監査人等による厳 正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強。

他方、金融機関の自主的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮し、金融機関との「双方向の議論」を重視。

3 効率性の原則

検査は、金融機関の監査機能や検査・監督における関係部署と十分な連携等を 保ちつつ、効率的に実施(メリハリのある検査)。

4 実効性の原則

検査における指摘が金融機関の適時適切な経営改善につながるよう、監督部局 との緊密な連携等。

5 プロセス・チェックの原則

原則として、各金融機関の法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いた検証。

- 他方で、金融庁及び財務局の検査部局は、一体となって、検査官の人材育成やそのサポート体制の整備に取り組む。
- 検査官の心得(検査官の行動規範)を明示。

Ⅱ.検査の実施手続

- 検査の標準的な実施手続を規定。
- あくまで目安で機械的・画一的運用は不可だが、同規定外の取扱いには、バック オフィスとの協議や金融機関への説明。
- 同規定は、金融機関の理解と協力を前提とし、その信頼関係に基づいた「双方向 の議論」をすすめるねらい。その前提がない場合には、別途の対応。
- 〇 総合検査のほか、部分検査(ターゲット検査)を明示。

1. 立入検査開始前

- (1) 予告
 - 原則として予告。ただし、必要と認める場合は無予告も可能。
- (2) 事前に資料等を求めるに際しての留意事項(<u>→事前の資料等の求めに関して、</u> 別途運用改善)
 - 〇 原則、金融機関の既存資料等を活用。
 - 〇 電子媒体による、資料等の受渡しや提出の許容 等。
- (3) 重要事項の事前説明等
 - 立入検査開始前に以下の対応。
 - ① 金融機関に重要事項を説明(本基本指針により説明項目を予め明示)
 - ② 庶務事項等の金融機関との協議

2. 立入検査中

- (1)検査命令書の提示等
- (2) 内部監査・監査役等監査との関係
 - 金融機関の内部監査強化の促進等のため、以下の点を明示。
 - ① 金融機関の内部監査の有効性を確認する際の着眼点等
 - ② 内部監査の機能の程度により、実地調査、抽出範囲等について検査の効率化 を図ること
- (3) 会計監査人との意見交換上の留意事項

- (4) 資料等を求めるに際しての留意事項
 - 原則、金融機関の既存資料等を活用。
 - 電子媒体の利用や資料備え置きを許容。
 - 提出期限の設定は、金融機関の対応能力や事務負担に配慮 等。

(5) 検証

- 〇 金融機関との「双方向の議論」の重視。
- 主任検査官の指摘や金融機関の認識の確認は書面を利用(書面主義)。
- 法令違反等重大な指摘を行う場合には事前に検査局総務課に照会。
- 将来の融資判断等への関与等がないよう留意 等。
- (6) 実地調査における留意事項
- (7) 立入終了手続(エグジット・ミーティング)
- (8) 立入検査の中断
 - 効率的な検査の実施に資する場合や検査の継続が困難な場合には中断。
- (9) その他留意事項
 - 立入中、検査の進捗状況等について金融機関と定期的な意見交換を実施。
 - 立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことが可能。
 - 金融機関の役職員に対する質問等は原則として就業時間内。
 - 検査忌避等に該当するおそれがある行為が見出された場合の対応。
 - 立入中の保存文書の廃棄等の疑問を主任検査官に確認 等。
- (10) 検査モニター (→別途運用改善)
 - フオンサイト検査モニター及びオフサイト検査モニターを明示等。

3. 立入検査終了後

- (1)意見申出制度(→別途運用改善)
 - 立入検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成する意見申出審理会 による審理 等。
- (2) 検査結果通知の作成・手交
 - 〇 審査標準処理期間(3ヶ月)を設定。

- (3) 検査結果通知に関する監督部局との連携。
 - 検査結果通知書の内容の確認を行うため、フォローアップへの同席 等。

4. 情報管理

○ 検査官等職員及び金融機関の検査関係情報等の管理に関する留意事項 等。

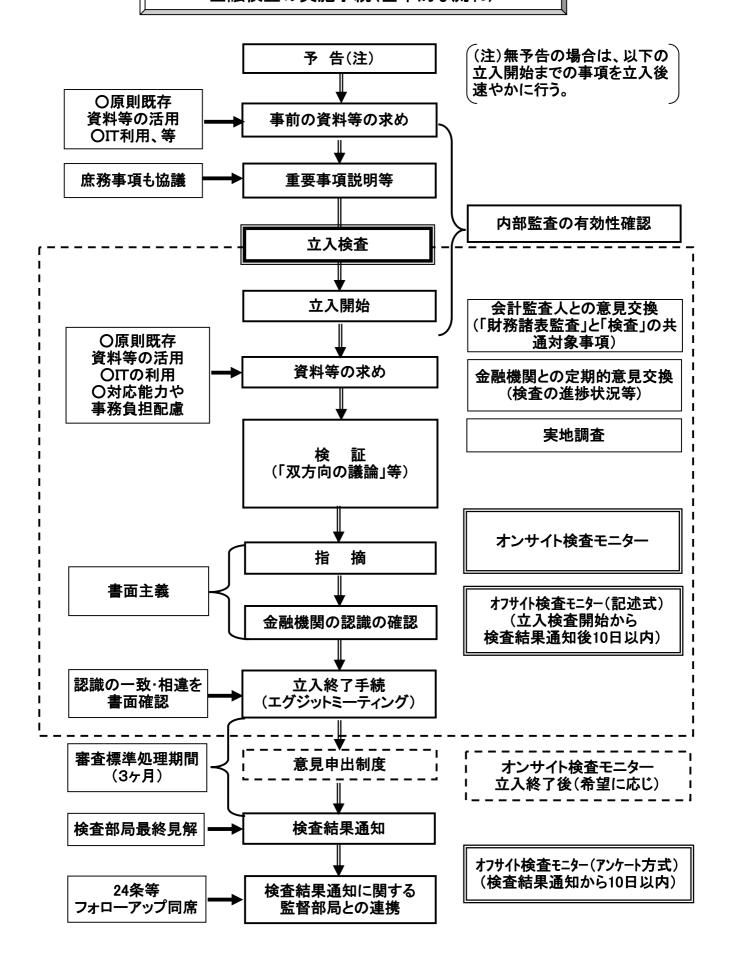
5. その他

- (1) 証券取引等監視委員会との連携
 - 金融コングロマリットのグループ全体の統合的なリスク管理の状況を的確かつ効率的に検証するとの観点等から、同時検査を含め、必要な連携。
- (2)日本銀行との連携

6. 施行日等

平成17年7月1日施行

金融検査の実施手続(基本的な流れ)



評定制度の概要

【 I. 背景】

- 1. 金融改革プログラム
- ・フェーズの転換-----「不良債権問題への緊急対応」から「将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面」へ
- ・望ましい金融システムを「官」の主導ではなく「民」の力により実現⇒施策の1つ「検査における評定制度の導入等」
- 2. 金融検査の基本的考え方
- ・フェーズの転換とともに、金融検査マニュアルが目指す新検査方式への移行に推進をかける時期に
- ・新検査方式とは、「検査3原則の徹底」「結果よりも<u>プロセスチェックを重視</u>」「資産査定中心から、<u>リスク管理重視</u>へ」等 *検査3原則(金融検査マニュアル)------①補強性の原則 ②効率性の原則 ③実効性の原則

【Ⅱ. 意義】

- 1. 金融検査の結果について、指摘事項の記載に加え段階評価を示すことで、金融機関自身の<u>経営改善に向けての動機付け</u>とするとと もに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させる。
- 2. その後の選択的行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高め、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにする。
- 3. 金融行政の透明性を高め、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することが期待される。

【Ⅲ.枠組み設計の考え方】

評定制度のあり方を考える視点

- ① 金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けになっているか。
- ② 金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った評定制度となっているか。
- ③ 真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているか。

評定項目

・金融検査マニュアルの項目を基本とする。

金融機関の規模や特性を踏まえた評価

・金融機関の規模や特性に応じたリスク管理のあり方を評価。機械的・画一的評価にならないように留意。

【Ⅳ. 具体的枠組み】

- 1. 評定制度の基本的枠組みは 現行の金融検査マニュアル に沿ったものとする。 評定項目は、9項目。 「法令等遵守態勢」 「信用リスク管理態勢」等
- 2. 評定段階(4段階評価)
- ① A評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ② B評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ③ C評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、
- ④ D評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。
 - *総合評定は、行わない。

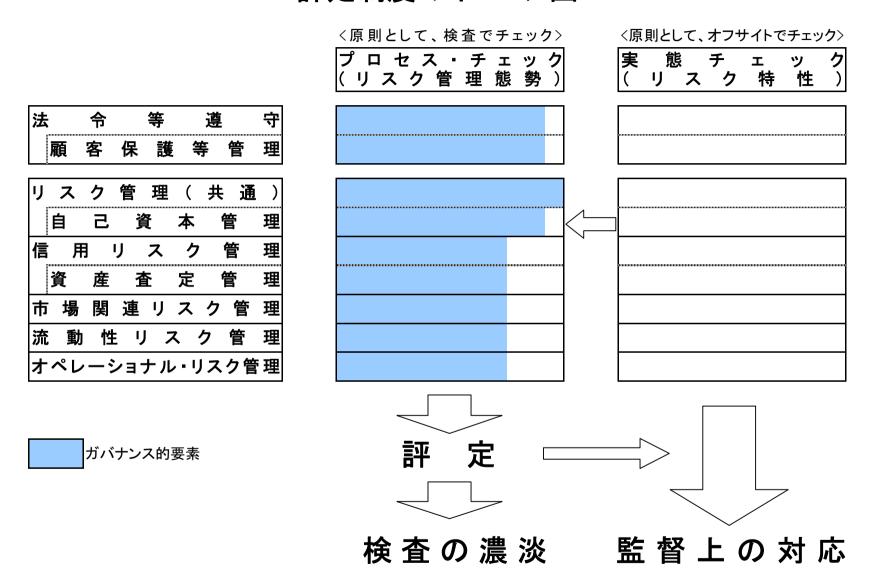
- 3. 選択的行政対応とのリンク
- (1)検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて適時適切に実施するものであるが、その際、評定結果もその 後の検査の濃淡(検査頻度、検査範囲、検査深度)に反映。
 - ・まず検査頻度については、例えば
- ①低評価項目がない場合(例えば A と B しかなく、C 以下の評価がない場合)⇒平均より長い検査周期
- ②低評価項目が少ない場合(例えば、A、B、C評価しかなく、かつ、C評価も2つ以下にとどまる場合)⇒平均的な検査周期
- ③上記以外の場合⇒平均より短い検査周期
- ・評価の高低を、検査範囲や自己査定の検証における抽出率等の検査深度に反映させる。
- (2) 監督上の対応へのリンク

検査において指摘事項があった場合の銀行法第24条に基づく報告も踏まえた上で、監督上の対応を行う判断要素の1つ として用いる。

4. <u>評定手順等</u>

- 主任検査官は、エグジットミーティングにおいて、評定結果について十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認する。
- 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について意見相違がある場合は、意見申出制度を利用できる。
- 最終的な評定結果は、<u>検査結果通知の一部として被検査金融機関に通知されるが、対外的には公表されない。</u>

評定制度のイメージ図



(注)「中小企業融資」は、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿い「信用リスク管理態勢」及び 「資産査定管理態勢」の中で評価する。